

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

みなべ町長 山本 秀平

市町村名 (市町村コード)	みなべ町 (30391)
地域名 (地域内農業集落名)	上南部地区 (谷口、筋、徳蔵、熊岡、晩稲一～四、東本庄一～三、西本庄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区の農業者の平均年齢としては62歳であり、高齢化が進んでいる地域である。耕作面積における樹園地の割合は約90%で、そのほとんどで梅を栽培している。急峻な地形も多く複雑で、これまで農地造成等による優良農地の確保に努めてきた。しかし、耕作者の高齢化に伴い耕作条件の悪いほ場では栽培をやめるケースもでてきているが、中心経営体も引き受けられない農地がある。所得向上をはかり農業にやりがいや魅力を感じ職として選択できるように努めるなど、後継者の育成に取り組まねばならないほか、農繁期の人手不足や鳥獣被害などの課題も多い。また、相続登記がなされない農地が増えつつあるほか、一部の集落では農地の宅地化が進んでいるため、非農家と農家の相互理解を深める機会が必要となってきた。

【地域の基礎的データ】

農業者:570経営体、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体

主な作物:梅、野菜、水稻等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である梅等の消費拡大の取組に力を入れ、収益増加を目指すため、経営面積を拡大および農地の集約化、さらに農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を推進する。また、当該地域に限らず高齢世代の離農等による農業経営および農地の継承等について問題が生じる恐れがあるため、地域内外にとらわれず中間管理機構を利用した切れ目のない営農継承ができるような体制を構築したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,000 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,000 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内全域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
上南部地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、さらに規模拡大を希望する認定農業者や法人の掘り起こしに力を入れ農地の受入れを促進することにより対応していく。出し手側は付き合いのある農家や知人に農地を出したいと言い、受け手側は自身の居住地や周辺の農地を求める意見が多いことをマッチングの際に考慮し、周辺の中心経営体を優先してあたるなど、効率を高める工夫を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な農業経営を確立するため、各種補助事業を活用しながら基盤整備を推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や補助事業等の支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また新規就農者には日高地域新規就農者育成協議会を通じ担い手育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者や団体等が存在しないため、JAと連携しながら農作業受託や省力化機械の共同利用等の方法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①みなべ町鳥獣被害防止計画に則り、捕獲従事者と連携強化を図りながら、鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置、放置果樹の適正処理や目撃・被害発生場所等の情報把握)に取り組む。
 ⑤クビアカツヤカミキリの防除対策については県のマニュアルに則り取り組む。
 ⑩水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、ほ場や水路・水源の定期的な見回りや気象情報の確認等に取り組む。